

## 木曾岬干拓地土地活用庁内会議設置要綱

### (設置目的)

第1条 木曾岬干拓地における土地活用のあり方について調査、検討するため、木曾岬干拓地土地活用庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 庁内会議は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 木曾岬干拓地の土地活用の検討・調整に関すること。
- (2) その他、木曾岬干拓地の土地活用について必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 庁内会議には座長及び委員を置く。

- 2 座長は、副知事をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第4条 庁内会議は必要に応じ、座長が招集する。

- 2 座長は、庁内会議の議長となる。
- 3 座長は、必要に応じて関係する部局等の職員に出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、水資源・地域プロジェクト課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は会議に諮って定める。

### 附則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

(別表)

木曾岬干拓地土地活用庁内会議

戦略企画部副部長兼ひとづくり政策総括監

総務部副部長（財政運営担当）

農林水産部副部長

雇用経済部副部長

雇用経済部次長（観光局）

県土整備部次長（道路整備担当）

県土整備部次長（流域整備担当）

県土整備部次長（都市政策担当）

デジタル社会推進局副局長

企業庁次長

地域連携部副部長